令和3年度 第1回 奈良県環境審議会議事録

日 時 令和3年6月8日(火)

13時00分~14時30分

場 所 奈良県コンベンションセンター

【出席委員】(会長) 樋口委員、

浅利委員、岸本委員、清水委員、惣田委員、中野委員、増田委員、水谷委員、 乾委員、小泉委員、池田委員、今井委員、米村委員(代理:市平氏)、 溝口委員(代理:森本氏)、大坪委員(代理:杉本氏)、原田委員、前野委員、 内苑委員、米田委員

【議 事】奈良市新クリーンセンター建設に係る計画段階環境配慮書に対する意見に ついて

【樋口会長】

それでは、議事に移らせていただきます。「奈良市新クリーンセンター建設に係る計画段階環境配慮書に対する意見について」です。本件につきましては、令和3年2月8日付けで、「計画段階環境配慮書に対する意見」について、知事より当審議会に対し、諮問がございました。環境影響評価審査部会設置規定に基づき、既に環境影響評価審査部会にてご審議いただいております。今回は、その報告をしていただきます。それでは、環境影響評価審査部会の水谷部会長よりご報告をお願いします。

【水谷部会長】

奈良市新クリーンセンター建設に係る計画段階環境配慮書に対する意見につきまして、令和3年2月8日付けで奈良県知事から諮問のあったことを受け、環境影響評価審査部会では現地確認を行い、4月21日、5月12日に部会を開催し、各委員から専門的知見により意見をいただいて審議を行い、とりまとめましたので報告します。

【事務局】

(資料1~5に基づき説明)

【水谷部会長】

部会でとりまとめた答申(案)の概要は、今事務局から説明いただいたとおりです。以上をもちまして、「奈良市新クリーンセンター建設に係る計画段階環境配慮書に対する意見について」の報告を終わります。

【樋口会長】

ありがとうございました。ただ今説明のありましたとおり、環境影響評価審査部会で答申(案)をま とめていただきました。それでは、事務局からの説明について、ご意見・ご質問がございましたらご発 言をお願いします。

【池田委員】

ただ今示されている計画案ですが、5 市町による広域施設として、規模が 586t/日という大きなクリーンセンターとなっています。ただ、これまで5 市町の勉強会が 21 回程開催されているということですが、既にこの時点で、生駒市と平群町は離脱されている。残る大和郡山市と斑鳩町と奈良市との間できっちりした合意に至っていない、という状況のようです。その中で、環境配慮書が提出され、環境審議会で議論をしているわけですけれども、施設規模等が、大幅に変更される、当然縮小されると思うのですが、この場合この配慮書の取扱いについてはどのようになるのでしょうか。

【事務局】

今提出されています配慮書、これにつきましては、5市町での処理能力が586t/日と想定されています。 これは最大規模で想定されています。施設規模が縮小ならば、この配慮書は有効ということになります。 施設規模が拡大するならば、再度配慮書手続きから作成していただく必要があります。

【池田委員】

規模が小さくなる分には、現段階で問題無いということですね。その上で、まだ広域組合の構成自体が固まっていない段階ですが、次の方法書の段階では、より具体的な計画内容が提示されるのでしょうか。広域組合の構成や枠組みによって、縮小されるであろう規模や影響範囲等についても、より明確になってくるのでしょうか。

【事務局】

そのとおりです。次の方法書の段階は、どのような項目について、どのような方法で、調査・予測・評価を行うかの計画を示した図書となります。そのため、より具体的な計画内容が提示されます。それに伴い、施設規模が明らかになり、影響の範囲も明確になります。

【池田委員】

ありがとうございます。最後に私の意見になりますが、私は奈良市民なんですけれども、影響の範囲となります半径 4km 以内には、多数の住宅や農地、学校が隣接しており、近接に病院などが存在していますし、先程の説明にもありましたとおり、浸水リスクのある場所でもあります。そのような場所に新たにクリーンセンターを建設することについて、周辺の住民の方から反対の声、不安の声、様々なご意見が多数出ております。そのような中、大気汚染が住民の皆さんの一番の心配事であります。また、計画地は世界遺産である薬師寺・唐招提寺のバッファゾーンに入っていないようですが、煙突の高さ、施設の規模や形状など、景観面での一定の配慮が必要ではないかと考えます。そのことを意見として述べておきたいと思います。

【増田委員】

方法書の話が出ましたので、お聞きします。配慮書としては、部会で特に大気質や景観について検討され、今回の答申(案)に関しても全く問題ありませんが、質問を一つと、お願いが二つあります。計画地の現在は土地利用としては畑地なのでしょうか、場所としてどんな所なのかを知りたいです。

お願いの1つ目は、方法書等で、今後の計画案に緑地計画を入れて欲しいと思います。もう1つは、今回の配慮書には、脱炭素に向けた記載が無いのですが、我が国では温室効果ガスの排出量を2030年に46%削減、2050年にはゼロにするという脱炭素社会を目指しています。この事業においても、方法書以降に、輸送時や供用時の処理方式であるとか、そういった予測の温室効果ガスの排出量を、是非算出して出して欲しいと思います。将来的にゼロに向かうエネルギーの利用形態や、排熱を利用、蒸気を回収し活用する、または発電をするといったものによって、逆に温室効果ガスの削減ができるもの、または蓄電を利用して事業者に利用して貰うもの、リサイクルの今後のあり方等を、2030年まで、2050年位までの温室効果ガスの排出量及び削減量を、随時方法書や準備書の中で、変更点を含めて入れ込んで欲しいと思います。

【事務局】

最初のご質問ですが、事業実施想定区域は現状農地、田になっています。増田委員のご意見につきましては、事業者に伝えます。

【岸本委員】

先程の質問にもありましたが、今回の新クリーンセンターは 3 市町での共同を想定していますが、3 市町での協議はまだ十分進んでいないということなので、未定かと思うのですが、この計画地の隣接する所に、大和郡山市の清掃センターがあります。この新クリーンセンターが稼働すると、基本的には大和郡山市の清掃センターが停止になるという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

3 市町で広域化が進むということであれば、焼却場は1つになりますので、必然的に大和郡山市の焼却場は停止となります。

【岸本委員】

分かりました。今回環境影響評価をされているわけですけれども、もし大和郡山市の清掃センターと併存して一定期間稼働するような場合、今回のシミュレーションの段階で、大和郡山市の清掃センターからの影響も加味されているということでしょうか。

【事務局】

そのとおりです。

【中野委員】

資料 2 の 7 頁ですけれども、赤丸の所が施設の予定場所ということで、楕円で表されていますが、この中に施設が収まる、西側の赤い屋根が奈良養護学校かと思いますが、先程の説明でも養護学校からの仰角が最大となりかなり圧迫感を受ける、とありました。想定を写真などで図示されたものは無いようですが、どのくらいの形になるのでしょうか。県立学校ですし、教育環境としての配慮はされるのだと思いますが、どう見える感じなのかが分かりません。答申(案)で、今後は圧迫感を受けるような場所についても検討するように、とありますが、隣地であり、お子さんもいらっしゃる場所ですので、どんな感じで受け止められる範囲なのか気になりました。写真が無く、イメージ出来なかったので教えていただければと思います。

【事務局】

中野委員が仰いましたように、奈良養護学校からのフォトモンタージュがございません。資料 2 の 7 頁をご覧いただくと、赤丸の左横が奈良養護学校です。計画施設は東隣にあたりますので、建物がここに建つとかなりの影響があるかと思われます。フォトモンタージュが無いということですが、答申(案)の、景観の項目のアに、「施設の存在による景観への影響については、適切なフォトモンタージュを作成した上で、環境影響評価を実施すること。」とし、事業者に対し知事意見を述べたいと考えております。

【中野委員】

ありがとうございます。景観についてもですが、学校ですので教育環境ということも考えないといけないと思いましたので、質問させていただきました。

【樋口会長】

ありがとうございました。中野委員のご意見というのは、環境影響評価審査部会の方でも同じ質問がありました。今の答申(案)はその質問も踏まえたものとなっています。更に付け加えると、単に景観だけで無く、適切な教育環境の維持に努めなさい、というご意見かと思います。

【米田委員】

私からは2点あります。1点目は、計画地の近傍に私が勤めている会社の工場があります。現在の状況ですが、国道24号線を含め、予定地の南側にあります24号線から西側に延びる道路は、朝夕非常に混雑します。こういう施設が出来ますと更に交通量が増えて、渋滞により付近の住宅の方や病院に行かれる方、商業施設に行かれる方、通勤の方など、かなり影響が出るように思います。そういったことから、交通量、渋滞に関しても評価に入れていただければと思います。もう1点は、以前近くに二カワ屋がありまして、鳥、主にカラスの被害が多くありました。今は無くなりましたので、被害はかなり減りましたが、焼却施設、クリーンセンターが出来ますと、こういう所にも影響が出てくるのではと思います。その辺りも評価の側面に加えていただければと思います。

【事務局】

今の米田委員のご意見につきましては、事業者に伝えたいと思います。施設への進入路については、 事業者の方で検討されているようです。

【今井委員】

5つの自治体だったのが3つの自治体に変わったという状況の中で、この配慮書は5つの自治体での状況で検討がされていますが、先程事務局からも、小さい計画が大きくなるのは問題だけれども、大きな計画が小さくなるのは問題では無いと説明がありましたけれども、例えばごみの量は7割くらいになるかと思いますが、複数案の設置で施設の配置状況がありますが、小さい規模になった場合、施設の配置状況が変わったり、隣の奈良養護学校への影響も軽減出来たりといったこともあるのではないかと思います。

それと、先程にも出ていましたが、奈良養護学校からの写真が無いのですが、一番影響があると言われている所の写真が何故無いのか、気になりました。

それから、文化財では、平城京に位置付いている場所ですので、文化財の事前の手続が必要かと思うのですが、配慮書の要約書には、「関係法令に基づき適切な措置を講じ」、と記載されています。具体的にはどんな措置を講じていただいたのでしょうか。

【事務局】

1つ目の、規模が縮小される場合につきましては、先程の説明不足かも知れませんが、規模が縮小される場合は、この配慮書の手続きはそのまま進んでいくことになります。逆に施設規模が大きくなるということであれば、再度配慮書から手続を行っていただくことになります。問題の有無ではなく、手続きが続行されるか最初からやり直すか、の違いです。

奈良養護学校からの写真が無い、ということですが、先程説明させていただきましたけれども、知事

への答申(案)で、「適切なフォトモンタージュを作成した上で、環境影響評価を実施すること」とし、奈良養護学校からのフォトモンタージュも含めて適切に行ってください、と答申として述べたいと考えています。

文化財への影響については、今後計画を立てていく中で配慮されていくことになります。

【惣田委員】

このクリーンセンターでごみを処分した際に発生する焼却灰、場合によってはダイオキシン等も含む 事になりますが、焼却灰は最終的にどちらで処分する想定ですか。ちなみに、大和郡山市清掃センター の焼却灰の処分先はどちらでしょうか、県内の処分場でしょうか。

【事務局】

焼却灰の処分方法は、現時点ではまだ決まっていません。処理方式もまだ決まっていない中で、処分 先はこれからかと思います。大和郡山市の焼却灰の処分先につきましては、恐らく大阪湾フェニックス 計画の埋立処分場かと思われますが、事業者に確認しないと分かりません。

【中野委員】

繰り返しになりますが、奈良養護学校について先程もお話がありましたが、これからフォトモンタージュも作られてということですが、今後評価される中で、問題だとか配慮が必要だということは、その時点で対応されていくと捉えておいてよろしいでしょうか。

【事務局】

そのとおりです。

【樋口会長】

この点は先程の繰り返しになりますけれども、環境影響評価審査部会でも指摘されたところですので、 答申(案)では具体名はあがっていませんけれども、事業者には伝えていただくこととします。

およそ議論も出尽くしたのではと思いますので、次に行かせていただきます。

本案件についての当審議会から知事への答申ですが、これまでいくつかご懸念やご意見がありましたけれども、それを答申(案)の修正という形で反映するかどうかも含めて、一旦事務局で検討いただいた上で、再度私と議論させていただいて、その結果を改めて委員の皆様へご連絡させていただく形で進めさせていただきます。

以上で、本日予定しておりました案件についての審議は終了いたしましたので、進行を事務局に戻したいと思います。

【事務局】

以上をもちまして、本日の環境審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。